

Appendix 管理票のしくみ

C O N T E N T S ● 目 次

	1	はじめに	1
	1	土壤汚染対策法の概要	1
	(1) 土壤汚染対策法の概要		
	(2) 土壤汚染や区域の指定に係る基準		
	(3) 汚染土壤の流れ		
	4	管理票とは	
	(1) 管理票の目的		
	(2) 管理票に関する規定		
	(3) 管理票の流れ(例)		
	(4) 管理票の様式(例)		
	8	管理票の運用例	
	(1) 運搬又は処理を他人に委託する場合の運用		
	(2) 運搬を他人に委託し、処理は自ら行う場合の運用		
	(3) 運搬を自ら行い、処理は他人に委託する場合の運用		
	(4) 運搬担当者が複数いる場合の運用		
	(5) 処理受託者が処理後の汚染土壤の処理を委託する場合の運用		
	12	管理票の記入例	
	16	二次管理票の運用について	
	16	罰則	
	17	Q & A	
	(1) 管理票の交付者は誰か		
	(2) 管理票の記入・交付を他人に代行してもらえるか		
	(3) 運搬・処理を自ら行う場合は管理票が必要か		
	(4) 産業廃棄物管理票等の他のものを使ってよいか		
	(5) 管理票が戻って来ない場合の対処は		
	(6) 管理票を使わないと罰則はあるか		



はじめに

平成22年4月1日に土壤汚染の状況の把握や搬出土壌の適正処理等のために改正土壤汚染対策法が施行されました。

これによって、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)から汚染土壌を搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票を交付しなければならないこととされました。



土壤汚染対策法の概要

(1) 土壤汚染対策法の概要

土壤汚染の調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)
- 一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(法第4条)
- 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(法第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(法第14条)

土地所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域(法第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

➡汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(法第7条)
(指示すべき措置の内容は、地下水飲用に関しては封じ込め等、人の立入りに関しては盛土等とするこを省令で規定。改正前の措置命令の内容を踏襲)

➡土地の形質変更の原則禁止(法第9条)

②形質変更時要届出区域(法第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

➡土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(法第12条)

摂取経路の遮断が行われた場合

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準(処理施設から排出される排ガスや排水の処理の基準等を省令で規定)に違反した場合の措置命令)
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- 汚染土壤の処理業の許可制度

(2) 土壤汚染や区域の指定に係る基準

① 土壤汚染とは

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられます。

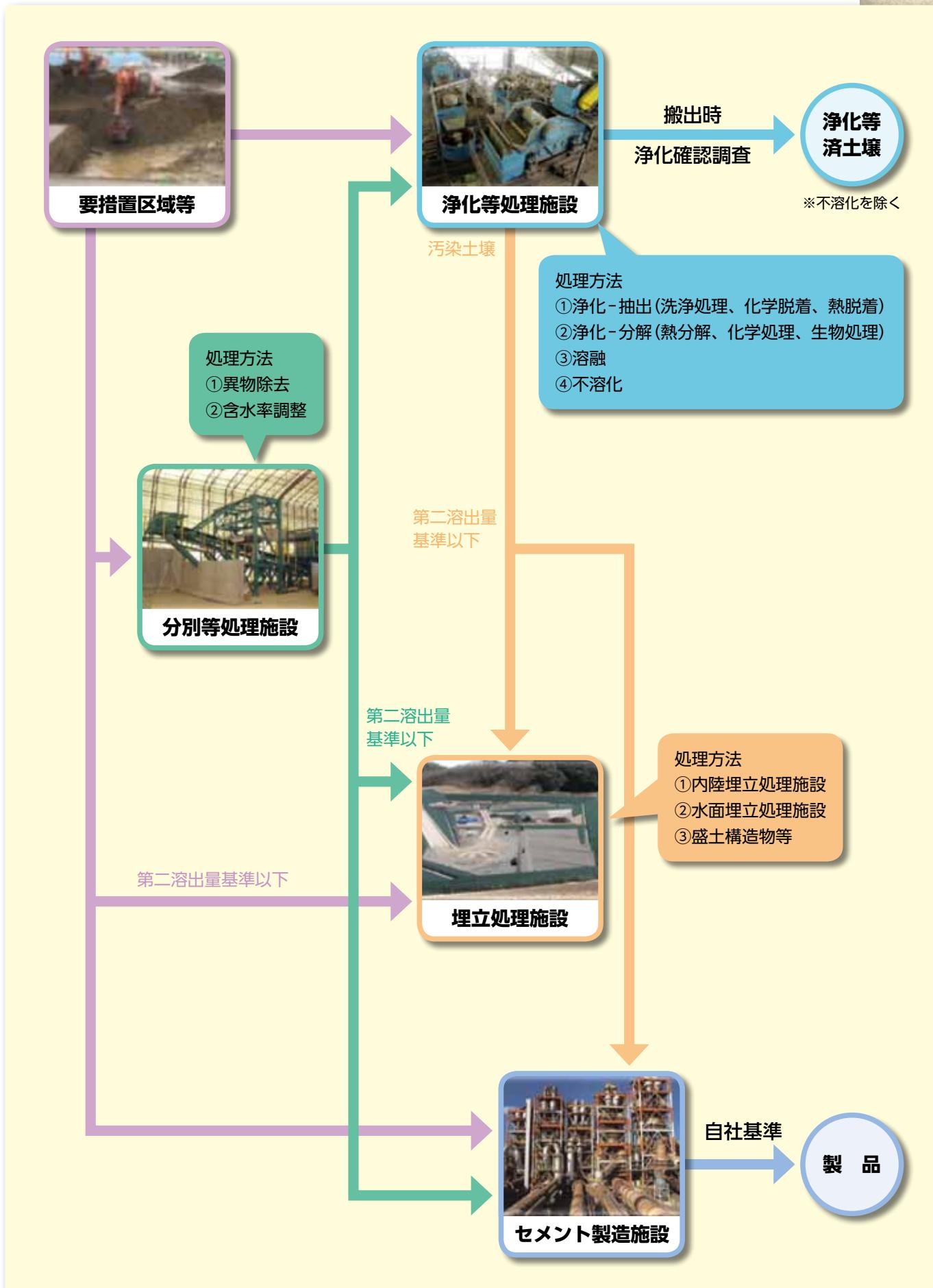
土壤は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。土壤汚染による影響としては、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどのリスクと、汚染された土壤に直接触れたり、口にしたりする直接摂取によるリスクが考えられます。

② 区域の指定に係る基準とは

「土壤溶出量基準」は、地下水経由の摂取による健康影響の観点から、「土壤含有量基準」は、汚染された土壤の直接摂取による健康影響の観点から定められたものです。

特定有害物質の種類 (法第2条)		区域の指定に係る基準(法第6条第1項第1号)	
		<地下水等の摂取によるリスク> 土壤溶出量基準(mg/L)	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準(mg/kg)
第一種特定有害物質 <small>(揮発性有機化合物)</small>	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.03以下	—
第二種特定有害物質 <small>(重金属等)</small>	ベンゼン	0.01以下	—
	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアノ化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアノとして)
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふつ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
第三種特定有害物質 <small>(農業等農業+PCB)</small>	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下
	シマジン	0.003以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

(3) 汚染土壤の流れ



管理票とは

(1) 管理票の目的

汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者(管理票交付者)は、汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定める基準に従って、管理票を交付しなければならないこととし、当該汚染土壤が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壤の搬出に伴う汚染の拡散の未然防止を図ることを目的としています。

(2) 管理票に関する規定

【法第16条】(規則第61条第2項及び第64条第2項)

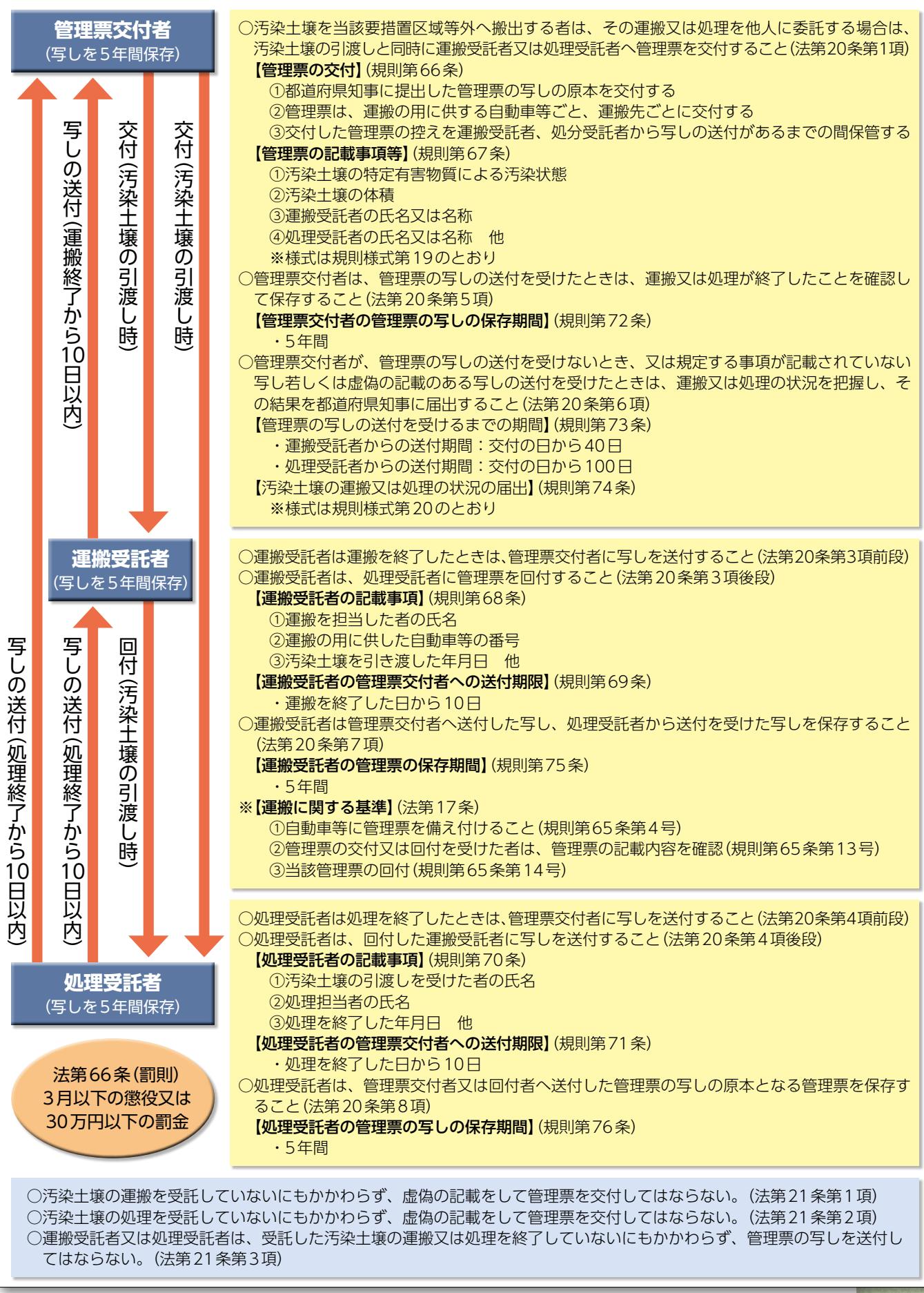
汚染土壤の搬出の届出時に、当該搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写しを添付

【法第17条】(規則第65条)

- ①運搬を行う自動車等に当該汚染土壤に係る管理票を備付け
- ②管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認し、管理票に自動車等の番号及び運転者の氏名を記載
- ③管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壤を引き渡すときは管理票に引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付

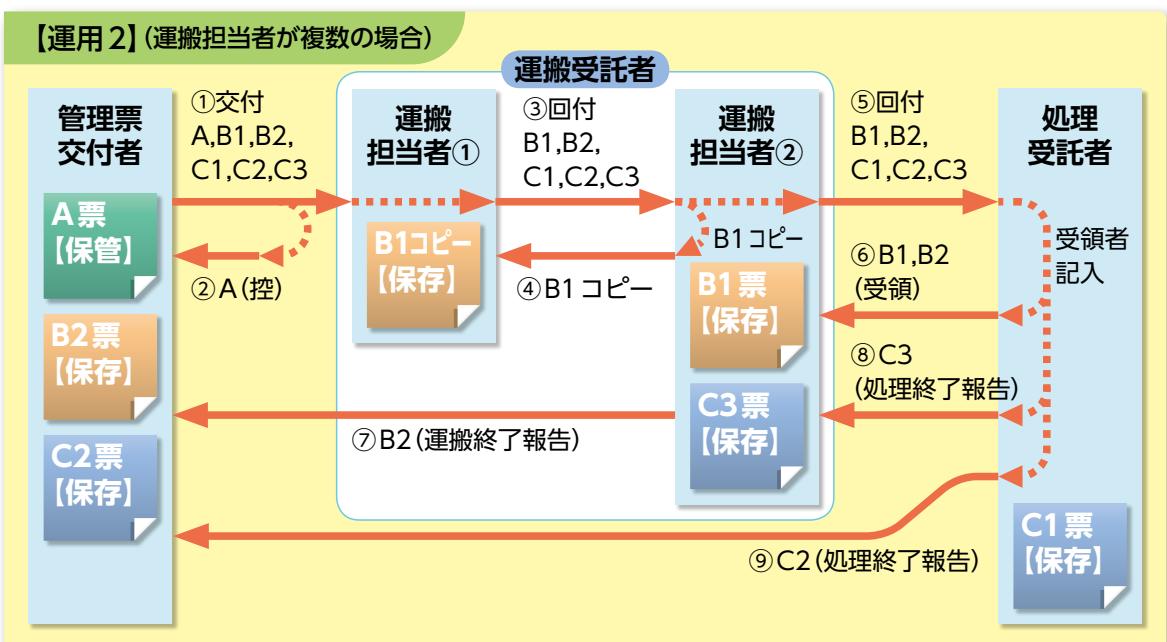
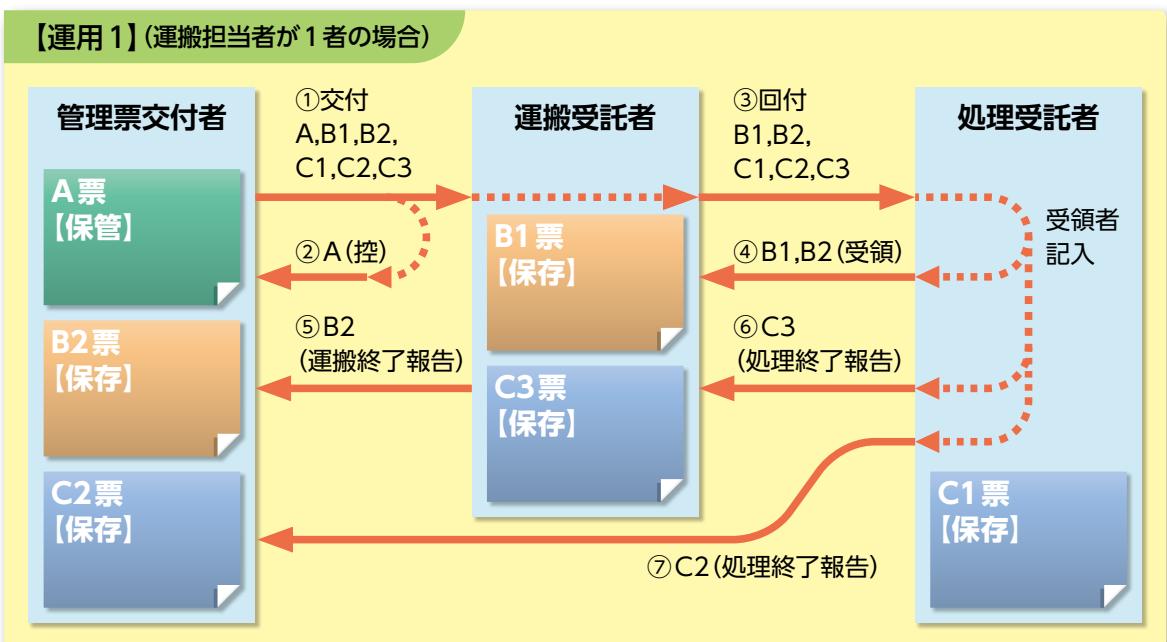
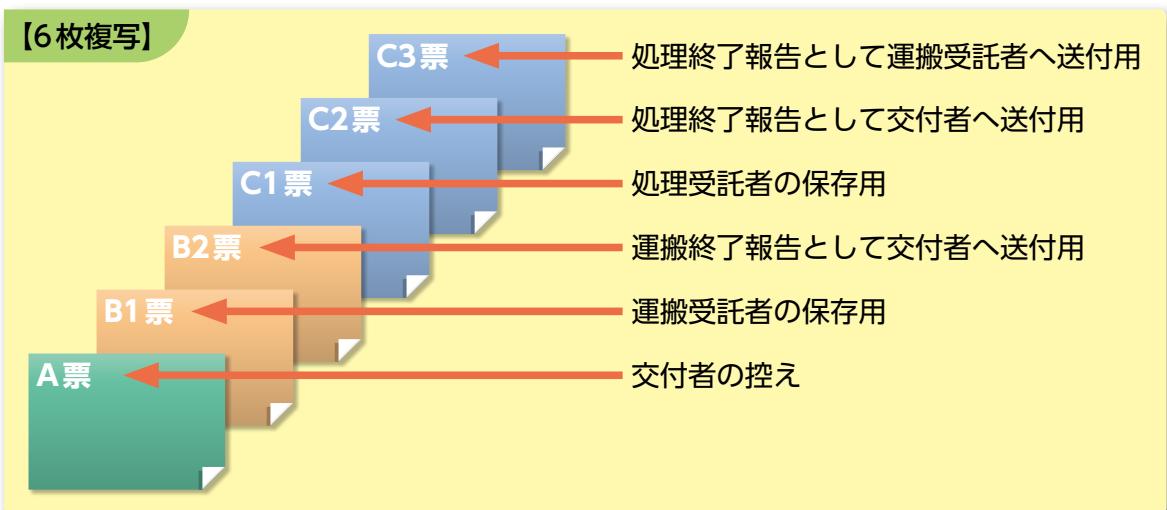


【法第20条及び第21条】



3

(3) 管理票の流れ(例)



(4) 管理票の様式(例)

管理票 (A票)

様式第十九(第六十七令第二項関係)

整理番号

交付書用

氏名又は 名稱 登録氏名		住所及び 連絡先	処理受託者
汚染土壌の特定有価物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)			
汚出削減率 第二割出削減基準達成 <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> シクロハキロエチレン <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> チオヘンカルブ <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 硫及びその化合物 <input type="checkbox"/> 有機りん化合物 <input type="checkbox"/> フッ素及びその化合物 <input type="checkbox"/> 1,1,2トリクロロエタン <input type="checkbox"/> ヘテラ素及びその化合物 <input type="checkbox"/> 1,1,2トリクロロエタン <input type="checkbox"/> ヘテラ素及びその化合物			
要措地区域等の所在地			
<input type="checkbox"/> 給排水所 <input type="checkbox"/> 保管場所 構造及び所在地の異なる又は名前異なる場合は複数登録先		<input type="checkbox"/> 給排水場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地の民営又は公営施設の名称及び所在地 合称	
引渡しを受けた者の氏名		処理担当者の氏名	処理方法
運搬受託者から の返送電話日		処理受託者から の返送電話日	処理終了年月日

氏名又は 名稱 登録氏名	住所及び 連絡先	処理受託者
交付年月 日	年 月 日	交付年月 日
汚染土壌の特定有価物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)		
汚出削減率 第二割出削減基準達成 <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 硫及びその化合物 <input type="checkbox"/> ヘテラ素及びその化合物		
要措地区域等の所在地		
<input type="checkbox"/> 給排水所 <input type="checkbox"/> 保管場所 構造及び所在地の異なる又は名前異なる場合は複数登録先		
汚染土壌処理施設の名称及び所在地		
処理担当者の氏名		
処理方法		
処理終了年月日		

自動車等の番号及び運輸担当者の氏名	運輸区間	引渡し年月日
自動車等の番号		
担当者氏名	↓	年 月 日
自動車等の番号		
担当者氏名	↓	年 月 日
自動車等の番号		
担当者氏名	↓	年 月 日
引渡しを受けた者の氏名		
処理受託者から の返送電話日		

自動車等の番号	運輸区間	引渡し年月日
担当者氏名	↓	年 月 日
自動車等の番号		
担当者氏名	↓	年 月 日
自動車等の番号		
担当者氏名	↓	年 月 日
引渡しを受けた者の氏名		
処理受託者から の返送電話日		

管理票の運用例

(1) 運搬又は処理を他人に委託する場合の運用

① 管理票交付者

管理票交付者は、管理票に以下の事項を記入し、運搬担当者に管理票を手渡し、運搬担当者に「自動車等の番号及び運搬担当者の氏名」欄に記入してもらいます。管理票は複写式になっていますので、1枚目(A票)を管理票交付者の控えとして剥離します。2枚目(B1票)以降は運搬担当者が携帯します。なお、管理票は運搬の用に供する自動車等ごとに交付しなければなりません。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付しなければなりません。

後日、運搬受託者から運搬終了報告(B2票)、処理受託者から処理終了報告(C2票)の管理票が返送されます。交付時の控えと内容をチェックし、5年間大切に保存します。

<管理票交付者が管理票に記入する事項> (P.12・15参照)

ア. 管理票交付者

管理票を交付する者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人の場合にあっては、代表者の氏名を記入する。

イ. 運搬受託者

運搬受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

ウ. 処理受託者

処理受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

エ. 交付担当者の氏名

実際に管理票の交付を担当した者の氏名を記入する。

オ. 交付年月日

交付担当者が実際に管理票を交付した年月日を記入する。

カ. 交付番号

管理票交付者が管理票を管理するための、任意の番号を記入する。

キ. 汚染土壌の荷姿

バラ積みシート掛け、ドラム缶、フレキシブルコンテナ等、搬出する汚染土壌の荷姿を記入する。

ク. 汚染土壌の体積

汚染土壌を運搬する自動車等に積載する汚染土壌の体積を記入する。

ケ. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

まず、汚染土壌に含まれる特定有害物質の欄ごとに✓(チェック)をし、次に土壤汚染状況調査で濃度が判明している場合には当該濃度を記入するか、不明な場合には該当する濃度欄に✓(チェック)をする。

コ. 要措置区域等の所在地

搬出する汚染土壌に係る要措置区域等の所在地を記入する。

サ. 積替え又は保管場所

運搬途中で積替え又は保管をする場合は、積替え場所か保管場所かの✓(チェック)をした上で、積替え又は保管を行う場所の名称、所在地、所有者の氏名又は名称、連絡先を記入する。

シ. 汚染土壌処理施設の名称及び所在地

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称、所在地、許可番号を記入する。

ス. 運搬受託者からの返送確認日(運搬受託者からの運搬終了報告の確認)

運搬受託者から運搬終了後に管理票が返送され、終了を確認した年月日を記入する。

セ. 処理受託者からの返送確認日(処理受託者からの処理終了報告の確認)

処理受託者から処理終了後に管理票が返送され、終了を確認した年月日を記入する。

② 運搬受託者

運搬受託者は、実際に運搬を担当する人(ドライバー等)に管理票の仕組みを理解させておかなければなりません。

運搬受託者は、搬出当日に運搬を実施する車両の登録ナンバーや運搬担当者の氏名を管理票交付者に事前に知らせておきます。これは、搬出現場では多くの車両が出入りし、汚染土壌運搬車両のみでなく、廃棄物運搬車両や一般残土運搬車両等がいることも考えられ、積荷を誤ることがないようにし、委託を受けていない者を排除するためです。

運搬担当者は、管理票交付者から交付を受けた管理票を携帯して運搬を開始し、汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に計量した時点で記入します。

搬入先に到着したら、管理票に引渡し年月日、車両ナンバー、氏名等を記入した上で搬入先の担当者に渡します。運搬受託者の控え用(B1票)と管理票交付者への返送用(B2票)を持ち帰ります。

管理票交付者への返送用(B2票)は、事務所等へ戻った後に管理票交付者に返送します。返送は、運搬終了から10日以内に行わなければなりません。控え用(B1票)は5年間大切に保存します。

なお、運搬先が汚染土壌処理施設ではなく、積替え場所や保管場所の場合は、引渡し年月日を記入して、管理票は積替え場所や保管場所の担当者に渡します。控え用(B1票)や管理票交付者への返送用(B2票)は、運搬受託者が控えの保存、返送をします。もし、控えが必要な場合は、コピー等をもらえるようにしておくとよいでしょう。

<運搬担当者が管理票に記入する事項> (P.13・15参照)

ア. 汚染土壌の重量

汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に把握した時点で記入する。

イ. 自動車等の番号及び運搬担当者の氏名

車両や船舶等の登録番号、運搬を担当した者の氏名を記入する。

ウ. 運搬区間

運搬担当者が実際に汚染土壌を運搬した区間を記入する。

エ. 引渡し年月日

汚染土壌を目的地まで運搬した際に引渡しを行った年月日を記入する。

③ 処理受託者

処理受託者は、汚染土壌を受け取ったら、引き渡しを受けた者の氏名、処理担当者の氏名、処理方法を記載し、B1票とB2票を運搬受託者に渡します。B1票は運搬受託者の控え、B2票は管理票交付者への運搬受託者からの運搬終了報告となります。

処理受託者は、処理が終了したら、処理方法と処理の終了年月日を記入して、C2票を管理票交付者に返送し、C3票を運搬受託者に返送します。返送は、処理終了から10日以内に行わなければなりません。C1票は5年間大切に保存します。

<処理受託者が管理票に記入する事項> (P.14・15参照)

ア. 引渡しを受けた者の氏名

汚染土壌処理施設で、搬入された汚染土壌の引渡しを受けた者が、氏名を記入する。

イ. 処理担当者の氏名

汚染土壌処理施設において、実際に汚染土壌の処理を担当した者の氏名を記入する。

ウ. 処理方法

汚染土壌処理施設における当該汚染土壌の処理方法を記入する。

エ. 処理終了年月日

当該汚染土壌の処理が終了した年月日を記入する。

(2) 運搬を他人に委託し、処理は自ら行う場合の運用

運搬を他人に委託して処理は自ら行う場合も管理票を交付する必要があります。管理票交付者と処理受託者が同一となるため、運搬受託者から送付されるB2票により運搬の終了を確認し、処理が終了したときに、C3票を運搬受託者に送付します。

(3) 運搬を自ら行い、処理は他人に委託する場合の運用

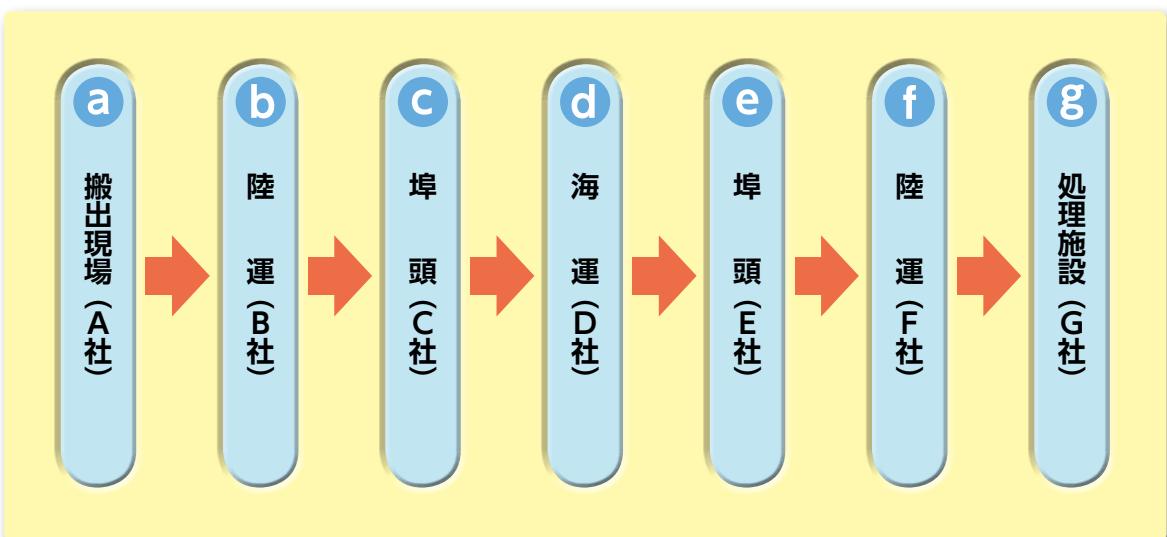
運搬を自ら行い、処理を他人に委託して行う場合も管理票を交付する必要があります。管理票交付者と運搬受託者が同一となるため、汚染土壌の引渡しとともに、C票を交付します。処理受託者が処理を終了したときに、C3票が送付されてきますので、処理の終了を確認します。

(4) 運搬担当者が複数いる場合の運用

例えば、下記のような運搬経路をとるケースでは、搬出側陸運担当者、海運担当者、施設側陸運担当者と、それぞれ異なる運搬担当者が存在する可能性があります。つまり複数の運搬担当者が存在します。

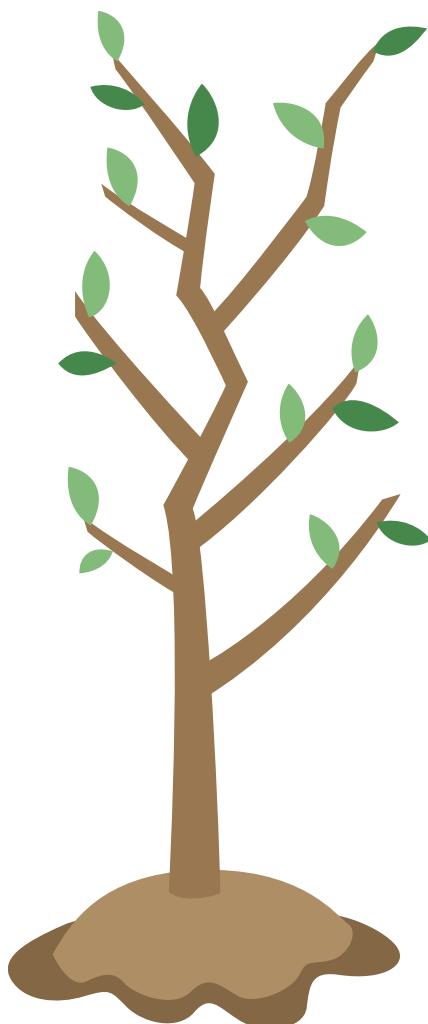
そのような場合、最後の運搬担当者が管理票の運搬受託者控え(B1票)を保存するとともに運搬終了報告の管理票(B2票)を管理票交付者に送付します。下記の例では「f陸運」実施者が該当します。そのほかの「b陸運」～「e埠頭」までは、運搬経路と引渡し日の記入だけで、控えはありません。つまり、すべての運搬が終了し、処理施設に汚染土壌が搬入された時点が運搬終了となります。途中の「b陸運」～「e埠頭」までの担当者には控えが残らないことになります。もし、控えが必要な場合は、コピーなどで対応してください。

なお、それぞれの運搬に別々の運搬受託者が存在する場合、上記の例では、「b陸運」はB社に、「d海運」はD社に運搬を委託するような場合は、管理票交付者はB社、D社それぞれに管理票を交付する必要があります。



(5) 処理受託者が処理後の汚染土壌の処理を委託する場合の運用

処理後の汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設へ搬出する場合は、処理受託者である汚染土壌処理業者が管理票交付者となって、新たに管理票を交付する必要があります。これを二次管理票といいます。二次管理票の記入方法については、「6.二次管理票の運用について」で記述します。



管理票の記入例

管理票は、管理票交付者、運搬受託者(運搬担当者)、処理受託者それが記入して交付又は回付します。

① 管理票交付者

まず、管理票交付者は、管理票交付者が記入すべき項目を記入して、運搬受託者(運搬担当者)に管理票を交付します。

<管理票交付者の記入例>

管理票										整理番号																																																																																																					
管理 票 交 付 者	環境建設 株式会社 代表取締役社長 建設太郎		運搬受託者	株式会社 土壌運搬		処理受託者	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場		交付担当者 の氏名	0000001																																																																																																					
	〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 ○×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名 又は 称		〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇一〇一〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名 又は 称		〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000	交付年月日		2010年 2月 5日																																																																																																					
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又は点を記入)										交付番号																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">溶出量基準 超過</th> <th colspan="2">第二溶出量 基準超過</th> <th colspan="2">溶出量基準 超過</th> <th colspan="2">第二溶出量 基準超過</th> <th colspan="2">含有量基準 超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 四塩化炭素</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン</td> <td>✓</td> <td>0.4mg/l</td> <td><input type="checkbox"/> ベンゼン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シマジン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 六価クロム化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シアン化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チオベンカルブ</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> セレン及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> シス-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チウラム</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 銀及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 3-ジクロロプロパン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> P C B</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ピラネ及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ジクロロメタン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有機りん化合物</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> フッ素及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ハウ素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 1, 2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		含有量基準 超過		<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン	✓	0.4mg/l	<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1, 2-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> シマジン			<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物		<input type="checkbox"/> シアン化合物			<input type="checkbox"/> 1, 1-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ			<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物			<input type="checkbox"/> シス-1, 2-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> チウラム			<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物		<input type="checkbox"/> 銀及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1, 3-ジクロロプロパン		<input type="checkbox"/> P C B			<input type="checkbox"/> ピラネ及びその化合物		<input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物			<input type="checkbox"/> ジクロロメタン		<input type="checkbox"/> 有機りん化合物			<input type="checkbox"/> フッ素及びその化合物		<input type="checkbox"/> ハウ素及びその化合物			<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン										<input type="checkbox"/> 1, 1, 1-トリクロロエタン										<input type="checkbox"/> 1, 1, 2-トリクロロエタン										汚染土壌 の荷姿	フレキシブルコンテナ
溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		含有量基準 超過																																																																																																							
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン	✓	0.4mg/l	<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物																																																																																																								
<input type="checkbox"/> 1, 2-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> シマジン			<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物		<input type="checkbox"/> シアン化合物																																																																																																								
<input type="checkbox"/> 1, 1-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ			<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物																																																																																																								
<input type="checkbox"/> シス-1, 2-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> チウラム			<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物		<input type="checkbox"/> 銀及びその化合物																																																																																																								
<input type="checkbox"/> 1, 3-ジクロロプロパン		<input type="checkbox"/> P C B			<input type="checkbox"/> ピラネ及びその化合物		<input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物																																																																																																								
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン		<input type="checkbox"/> 有機りん化合物			<input type="checkbox"/> フッ素及びその化合物		<input type="checkbox"/> ハウ素及びその化合物																																																																																																								
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン																																																																																																															
<input type="checkbox"/> 1, 1, 1-トリクロロエタン																																																																																																															
<input type="checkbox"/> 1, 1, 2-トリクロロエタン																																																																																																															
										汚染土壌 の体積	6 m ³																																																																																																				
										汚染土壌 の重量	t · kg																																																																																																				
要 措 置 等 の 所 在 地		〒163-0000 東京都新宿区〇一〇一〇 △▲工業 新宿事業所		自動車等の番号及び運搬担当者の氏名				運搬区间		引渡し年月日																																																																																																					
<input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所				自動車等の番号																																																																																																											
積 替 え 場 所 の 所 在 地 は 名 称 又 は 連 絡 先		〒135-0000 東京都江東区〇町〇一〇一〇 東京埠頭 株式会社 TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000		担当者 氏名						年 月 日																																																																																																					
<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所				自動車等の番号																																																																																																											
管 理 場 所 の 所 在 地 は 名 称 又 は 連 絡 先		〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇一〇 青森埠頭倉庫 株式会社 TEL017-000-0000 FAX017-000-0000		担当者 氏名						年 月 日																																																																																																					
汚染土壌処理施設の名称及び所在地				自動車等の番号						年 月 日																																																																																																					
名 称 在 所 許 可 番 号		浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 第 012-3456-789 号		担当者 氏名						年 月 日																																																																																																					
引渡しを受けた 者の氏名				処理担当者の氏 名				処理方法		処理終了年月日																																																																																																					
運搬受託者から の返送確認日		2010 2 15 年 月 日	処理受託者から の返送確認日	2010 3 5 年 月 日	備 考					年 月 日																																																																																																					

※赤色が管理票交付者の記入事項。ただし、最下部の「運搬受託者からの返送確認日」、「処理受託者からの返送確認日」は、運搬受託者(運搬担当者)から返送された「B2票」、処理受託者から返送された「C2票」に記入する。

② 運搬受託者(運搬担当者)

次に、運搬受託者(運搬担当者)は、運搬受託者(運搬担当者)が記入すべき項目を記入し、運搬担当者がサインをした上で、A票を管理票交付者に返し、B1票以下を携行して運搬を実施します。汚染土壤の処理施設に到着後、引渡し年月日を記入して、処理施設の汚染土壤受領者のサインをもらい、B1票、B2票を剥離して、処理施設担当者に管理票を回付します。

＜運搬受託者（運搬担当者）の記入例＞

様式第十九（第六十七条第二項関係）										整理番号		0000001	
管 理 票 付 交 者	氏名又は名称、 法人にあっては 代表者の氏名 住所及び連絡先 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 ○×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	環境建設 株式会社 代表取締役社長 建設太郎 運搬受託者 〒101-0000 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は称 称 住所及び連絡先 〒101-0000 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	株式会社 土壌運搬		氏名又は称 称 処理受託者 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場		交付担当者 の氏名 交年月日 交付番号	土木一郎			
				汚染土壤の特定有害物質による汚染状態（※該当欄に濃度又はレ点を記入）	汚染土壤の荷姿 の体積 6 m ³								
				溶出量基準 第二溶出量 超過 基準超過	溶出量基準 第二溶出量 超過 基準超過		溶出量基準 第二溶出量 超過 基準超過	溶出量基準 第二溶出量 超過 基準超過		含有量基準 超過 基準超過	汚染土壤の重量 t · kg		
				<input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン	<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> オオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> P C B <input type="checkbox"/> 有機りん化合物		<input checked="" type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアノ化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物						
要措置区域 等の所在地 東京都新宿区〇一〇一〇 △工業 新宿事業所				自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 足立 100 あ 00-00				運搬区间		引渡し年月日			
<input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び 所在地 所有者の氏名又 は名称 又は連絡先 TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000				担当者 氏名 株式会社 土壌運輸 道野 通				要措置区域(新宿区〇〇) ↓ 東京埠頭(東京都江東区〇×町)		2010 2 5 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 名称及び 所在地 所有者の氏名又 は名称 又は連絡先 TEL017-000-0000 FAX017-000-0000				自動車等の番号 JP-ABC-12345-D404				東京埠頭(東京都江東区〇×町) ↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)		2010 2 8 年 月 日			
汚染土壤処理設の名称及び所在地 名 所 在 地 許 可 番 号 浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 第 012-3456-789 号				担当者 氏名 東北運送 株式会社 坂田 昇				青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町) ↓ 浄化リサイクル株式会社鶴岡工場 (山形県鶴岡市〇〇町)		2010 2 11 年 月 日			
引渡しを受けた 者の氏名		処理担当者の氏 名			処理方法			処理終了年月日	年 月 日				
運搬受託者から の返送確認日	2010 2 15 年 月 日	処理受託者から の返送確認日	2010 3 5 年 月 日	備 考									

※赤色が運搬受託者(運搬担当者)の記入事項。上記の例の場合、B1票、B2票は「東北運送

株式会社 坂田昇氏が持ち帰り、B2票を管理票交付者に返送する。



(3) 処理受託者

最後に処理受託者は、処理受託者の記入すべき項目を記入して、C2票を管理票交付者に、C3票を運搬受託者(運搬担当者)に返送します。

<処理受託者の記入例>

管理票										整理番号																																																																																																				
管理 票 交 付 者	環境建設 株式会社 代表取締役社長 建設太郎		運搬受託者 名 称	株式会社 土壤運搬 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 ○×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000		処理受託者 名 称	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000		交付担当 者 の 氏 名	0000001																																																																																																				
	住所及び連絡先	住所及び連絡先		TEL 03-0000-0000	FAX 03-0000-0000		TEL 03-0000-0000	FAX 03-0000-0000		TEL 0235-00-0000	FAX 0235-00-0000	2010年 2月 5日																																																																																																		
汚染土壤の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)										汚染土壤の荷姿																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">溶出量基準 超過</th> <th colspan="2">第二溶出量 基準超過</th> <th colspan="2">溶出量基準 超過</th> <th colspan="2">第二溶出量 基準超過</th> <th colspan="2">含有量基準 超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 四塩化炭素</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 六価クロム化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シアン化合物</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ベンゼン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> セレン及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シマジン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チオベンカルブ</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チウラム</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ピリジン及びその化合物</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> シス-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> P C B</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有機リン化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> フタル酸及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 3-ジクロロプロパン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ハウス及びその化合物</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ジクロロメタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1, 1, 2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		含有量基準 超過		<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン		<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物		<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物		<input type="checkbox"/> シアン化合物		<input type="checkbox"/> 1, 2-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物		<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物		<input type="checkbox"/> 1, 1-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> シマジン		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ		<input type="checkbox"/> チウラム		<input type="checkbox"/> ピリジン及びその化合物		<input type="checkbox"/> シス-1, 2-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> P C B		<input type="checkbox"/> 有機リン化合物		<input type="checkbox"/> フタル酸及びその化合物		<input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物		<input type="checkbox"/> 1, 3-ジクロロプロパン								<input type="checkbox"/> ハウス及びその化合物		<input type="checkbox"/> ジクロロメタン										<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン										<input type="checkbox"/> 1, 1, 1-トリクロロエタン										<input type="checkbox"/> 1, 1, 2-トリクロロエタン										フレキシブルコンテナ
溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		含有量基準 超過																																																																																																						
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン		<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物		<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物		<input type="checkbox"/> シアン化合物																																																																																																						
<input type="checkbox"/> 1, 2-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物		<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物																																																																																																						
<input type="checkbox"/> 1, 1-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> シマジン		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ		<input type="checkbox"/> チウラム		<input type="checkbox"/> ピリジン及びその化合物																																																																																																						
<input type="checkbox"/> シス-1, 2-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> P C B		<input type="checkbox"/> 有機リン化合物		<input type="checkbox"/> フタル酸及びその化合物		<input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物																																																																																																						
<input type="checkbox"/> 1, 3-ジクロロプロパン								<input type="checkbox"/> ハウス及びその化合物																																																																																																						
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン																																																																																																														
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン																																																																																																														
<input type="checkbox"/> 1, 1, 1-トリクロロエタン																																																																																																														
<input type="checkbox"/> 1, 1, 2-トリクロロエタン																																																																																																														
										汚染土壤の体積 6 m ³																																																																																																				
										汚染土壤の重量 10 t · kg																																																																																																				
要措置区域 等の所在地 〒163-0000 東京都新宿区〇一〇一〇 △▲工業 新宿事業所					自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 足立 100 あ 00-00			運搬区间		引渡し年月日																																																																																																				
					担当者 氏名 株式会社 土壤運輸 道野 通			要措置区域(新宿区〇〇)																																																																																																						
								↓ 東京埠頭(東京都江東区〇×町)		2010年 2月 5日																																																																																																				
積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び 所在地 所有者の氏名又 は名称 連絡先 TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000					自動車等の番号 JP-ABC-12345-D404			東京埠頭(東京都江東区〇×町)																																																																																																						
								↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)		2010年 2月 8日																																																																																																				
保管 場所 名称及び 所在地 所有者の氏名又 は名称 連絡先 TEL017-0000-0000 FAX017-000-0000					自動車等の番号 日本海運 株式会社 海野 渡			青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)		2010年 2月 11日																																																																																																				
								↓ 浄化リサイクル株式会社鶴岡工場 (山形県鶴岡市〇〇町)																																																																																																						
汚染土壤処理施設の名称及び所在地 名 称 在 地 許 可 番 号					担当者 氏名 東北運送 株式会社 坂田 昇			2010年 2月 25日																																																																																																						
引渡しを受けた 者の氏名	門田 守	処理担当者の氏 名	土野 清		処理方 法	浄化(分解・熱分解)		処理終了年月日																																																																																																						
運搬受託者から の返送確認日	2010年 2月 15日	処理受託者から の返送確認日	2010年 3月 5日		備 考																																																																																																									

※赤色が処理受託者の記入事項。運搬受託者(運搬担当者)から回付されたB1票、B2票、C1票、C2票、C3票に「引き受けた者の氏名」を記入し、運搬受託者(運搬担当者)にB1票、B2票を返す。処理終了後に、「処理担当者の氏名」、「処理の方法」、「処理終了年月日」を記入する。

④ 管理票の記入例(処理終了後)

管理票が回付され、管理票交付者、運搬受託者(運搬担当者)、処理受託者それが記入した以下のような管理票が、管理票交付者(C2票)と運搬受託者(運搬担当者)(C3票)に返送されます。

<管理票の記入例(処理終了後)>

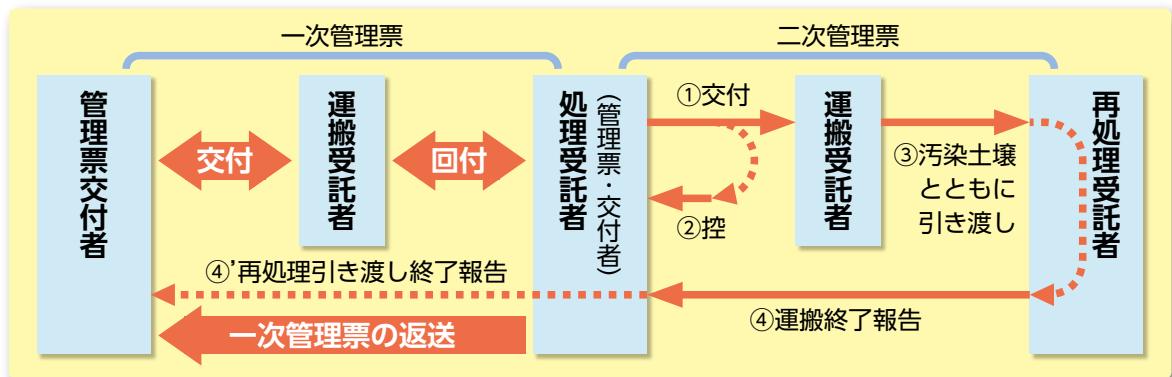
管理票										整理番号																																																																							
管理 票 交 付 者	氏名又は名称、 法人にあつては 代表者の氏名	環境建設 株式会社 代表取締役社長 建設太郎	氏名	株式会社 土壤運搬	氏名	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場				0000001																																																																							
	住所及び連絡先	〒100-0000 東京都千代田区霞が関○一〇一〇 ○×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	運搬受託者	〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町○一〇一〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	処理受託者	〒997-0000 山形県鶴岡市○〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000	交付担当者 の氏名	土木一郎	交付年月日	2010年2月5日																																																																							
汚染土壤の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又は点を記入)										交付番号																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>含有量基準 超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 四塩化炭素</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン</td> <td><input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物</td> <td><input type="checkbox"/> 0.4mg/l</td> <td><input type="checkbox"/> ベンゼン</td> <td><input type="checkbox"/> 六価クロム化合物</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエタン</td> <td><input type="checkbox"/> シマジン</td> <td><input type="checkbox"/> シアン化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チオベンカルブ</td> <td><input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン</td> <td><input type="checkbox"/> チウラム</td> <td><input type="checkbox"/> セレン及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> P C B</td> <td><input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td><input type="checkbox"/> 有機りん化合物</td> <td><input type="checkbox"/> ピリ素及びその化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有機りん化合物</td> <td><input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ハウス及びその化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ジクロロメタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	含有量基準 超過	<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物	<input type="checkbox"/> 0.4mg/l	<input type="checkbox"/> ベンゼン	<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエタン	<input type="checkbox"/> シマジン	<input type="checkbox"/> シアン化合物		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ	<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> チウラム	<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物		<input type="checkbox"/> P C B	<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> 有機りん化合物	<input type="checkbox"/> ピリ素及びその化合物		<input type="checkbox"/> 有機りん化合物	<input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン		<input type="checkbox"/> ハウス及びその化合物					<input type="checkbox"/> ジクロロメタン							<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン							<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン							<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン							汚染土壤の荷姿	フレキシブルコンテナ
溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	含有量基準 超過																																																																											
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物	<input type="checkbox"/> 0.4mg/l	<input type="checkbox"/> ベンゼン	<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物	<input type="checkbox"/>																																																																											
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエタン	<input type="checkbox"/> シマジン	<input type="checkbox"/> シアン化合物		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ	<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物	<input type="checkbox"/>																																																																											
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> チウラム	<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物		<input type="checkbox"/> P C B	<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物	<input type="checkbox"/>																																																																											
<input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> 有機りん化合物	<input type="checkbox"/> ピリ素及びその化合物		<input type="checkbox"/> 有機りん化合物	<input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物	<input type="checkbox"/>																																																																											
<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン		<input type="checkbox"/> ハウス及びその化合物																																																																															
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン																																																																																	
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン																																																																																	
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン																																																																																	
<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン																																																																																	
										汚染土壤の体積	6 m ³																																																																						
										汚染土壤の重量	10 t · kg																																																																						
要措置区域等の所在地										引渡し年月日																																																																							
〒163-0000 東京都新宿区○一〇一〇 △工業 新宿事業所										自動車等の番号及び運搬担当者の氏名	運搬区间																																																																						
										自動車等の番号 足立 100 あ 00-00	要措置区域(新宿区○〇)																																																																						
										担当者 氏名 道野 通	↓ 東京埠頭(東京都江東区○×町)																																																																						
										JP-ABC-12345-D404	東京埠頭(東京都江東区○×町)																																																																						
										自動車等の番号 日本海運 株式会社 海野 渡	↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市○△町)																																																																						
										青森 100 あ 00-00	青森埠頭倉庫 (青森県青森市○△町)																																																																						
										担当者 氏名 東北運送 株式会社 坂田 昇	↓ 浄化リサイクル株式会社鶴岡工場 (山形県鶴岡市○〇町)																																																																						
汚染土壤処理施設の名称及び所在地	門田 守	処理担当者の氏名	土野 清	処理方法	浄化(分解・熱分解)	処理終了年月日	2010年2月25日																																																																										
名 所 在 地	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場	許 可 番 号	〒997-0000 山形県鶴岡市○〇町0000-00	担当者 氏名	坂田 昇																																																																												
引渡しを受けた者 の氏名	門田 守	処理担当者の氏 名	土野 清	処理方 法	浄化(分解・熱分解)	処理終了年月日	2010年2月25日																																																																										
運搬受託者から の返送確認日	2010年2月15日	処理受託者から の返送確認日	2010年3月5日	備 考																																																																													

*青色が管理票交付者、赤色が運搬受託者(運搬担当者)、オレンジ色が処理受託者の記入事項。

二次管理票の運用について

処理を受託している汚染土壌処理施設が、例えば、汚染土壌の分別や含水率調整などを行う施設で、浄化等は別の汚染土壌処理施設に搬出して行う場合があります。分別等処理施設が異物除去や含水率調整を行った後、セメント製造施設へ汚染土壌を搬出するケースが該当します。このような場合は、分別や含水率調整などを行った汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者が、新たに汚染土壌の搬出者となって、管理票(二次管理票)を交付しなければなりません。なお、再処理汚染土壌処理施設として汚染土壌を搬出できる施設は、汚染土壌処理業の許可申請時に申請書に記載してある汚染土壌処理施設に限られます。

二次管理票の交付者は、一次管理票における処理受託者となりますので、管理票への記載事項は、基本的に「(1)運搬又は処理を他人に委託する場合の運用 ①管理票交付者」の項(P.8)を参照してください。ただし、「汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」については、施設で測定をした場合はその測定結果を記載しますが、測定を行わなかった場合は、搬出者の測定結果(一次管理票の記載事項)を記載します。また、搬出者(一次管理票の管理票交付者)への二次管理票の返送は、再処理汚染土壌処理施設における処理の終了報告時点ではなく、再処理汚染土壌処理施設が汚染土壌を受け入れた時点(二次管理票における運搬受託者から運搬終了の報告が届いた時点)で行います。管理票の「備考欄」などをを利用して、搬出者(一次管理票の交付者)が交付した管理票と二次管理票とが照合できるようにしておくことも必要です。



罰則

管理票の不交付、管理票への虚偽記載は、法により3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科せられます(法第66条)。

以下のような場合には罰則の対象となります。

- 管理票交付者が管理票を交付しなかった
- 必要事項を記載せず、又は、管理票に虚偽の記載をした
- 運搬受託者が管理票を回付しなかった
- 運搬が終了していないのに管理票を管理票交付者に返送した
- 処理が終了していないのに管理票を管理票交付者、運搬受託者に返送した



Q&A

Q1 管理票の交付者は誰か？

→汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定める基準に従って、管理票を交付しなければならないこととしています。また、「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者」とは、その搬出に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。ただし、受注者がその搬出に関する計画内容を決定する責任を有している場合には受注者が該当すると考えられます。

Q2 管理票の記入・交付を他人に代行してもらえるか？

→管理票の交付者は、自ら管理票の記入、交付をしなければなりません。

Q3 運搬・処理を自ら行う場合は管理票が必要か？

→汚染土壌の運搬・処理とともに自ら行い、他人に委託することがない場合には、管理票を交付する必要はありません。

Q4 産業廃棄物管理票等の他のものを使ってよいか？

→要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外に搬出する場合は、規定された様式(土壤汚染対策法施行規則様式第19)の管理票を用いなければなりません。要措置区域等外の土地の汚染された土壌を運搬する場合(法対象外の場合)であっても、規定された管理票を使用するようにしてください。

Q5 管理票が戻って来ない場合の対処は？

→期日までに管理票の写しが送付されない場合は、管理票交付者は、委託した運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければなりません。管理票の写しを送付されるまでの期間は、運搬受託者からは交付日から40日以内、処理受託者からは交付日から100日以内と定められています。

Q6 管理票を使わないと罰則はあるか？

→管理票の不交付や、管理票への虚偽記載には罰則があります。3月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。